○厚生労働省令第一号
国土交通省令第一号

独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（平成二十三年法律第二十六号）の施行に伴い、並びに勤労者財産形成促進法施行令（昭和四十六年政令第三百三十二号）第三十六条第二項及び第三項並びに附則第五項の規定に基づき、勤労者財産形成促進法施行令附則第五項の事項及び基準を定める省令及び勤労者財産形成促進法施行令第三十六条第二項及び第三項の基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年六月十日

厚生労働大臣　細川　律夫
国土交通大臣　大畠　章宏

勤労者財産形成促進法施行令附則第五項の事項及び基準を定める省令及び勤労者財産形成促進法施行令第三十六条第二項及び第三項の基準を定める省令の一部を改正する省令

（勤労者財産形成促進法施行令附則第五項の事項及び基準を定める省令の一部改正）

第一条　勤労者財産形成促進法施行令附則第五項の事項及び基準を定める省令（平成四年労働省建設省令第一号）の一部を次のように改正する。

第五号ハ中「独立行政法人雇用・能力開発機構」を「独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（平成二十三年法律第二十六号）附則第二条第一項の規定による解散前の独立行政法人雇用・能力開発機構」に改める。

（勤労者財産形成促進法施行令第三十六条第二項及び第三項の基準を定める省令の一部改正）

第二条　勤労者財産形成促進法施行令第三十六条第二項及び第三項の基準を定める省令（平成十九年厚生労働省国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号ハ(5)及び第二項並びに第二条第二項中「独立行政法人雇用・能力開発機構」を「独立行政法人勤労者退職金共済機構」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（平成二十三年法律第二十六号。以下「廃止法」という。）の施行の日（平成二十三年十月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　改正後の勤労者財産形成促進法施行令第三十六条第二項及び第三項の基準を定める省令の規定は、独立行政法人勤労者退職金共済機構がこの省令の施行の日以後に申込みを受理する貸付け（勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第九条第一項の貸付けをいう。以下同じ。）について適用し、廃止法附則第二条第一項の規定による解散前の独立行政法人雇用・能力開発機構が同日前に申込みを受理した貸付けについては、なお従前の例による。

告　示

○厚生労働省告示第百八十一号

独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（平成二十三年法律第二十六号）附則第九条の規定に基づき、独立行政法人雇用・能力開発機構又は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構から都道府県に対して譲渡された職業能力開発促進センター等の運営に要する費用の補助の算定に係る厚生労働大臣が定める基準を次のように定める。

平成二十三年六月十日

厚生労働大臣　細川　律夫

独立行政法人雇用・能力開発機構又は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構から都道府県に対して譲渡された職業能力開発促進センター等の運営に要する費用の補助の算定に係る厚生労働大臣が定める基準

1　独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（平成二十三年法律第二十六号。以下「廃止法」という。）附則第七条第一項及び第八条第一項の規定により、都道府県が独立行政法人雇用・能力開発機構又は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構から職業能力開発促進センター等（職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校及び職業能力開発促進センターをいう。以下同じ。）の用に供されている資産の譲渡を受けた場合において、当該譲渡された職業能力開発促進センター等（以下「対象職業能力開発促進センター等」という。）の運営に要する費用に関し、廃止法附則第九条の規定により国が都道府県に対して行う補助の基準となるべき額（以下「算定額」という。）については、次の各号に掲げる年度ごとにそれぞれ当該各号に定める方法により算定された額とする。

一　平成二十三年度　基準額（独立行政法人雇用・能力開発機構が平成二十一年度に行った対象職業能力開発促進センター等の運営に要した費用の額をいう。）から控除額を控除して得た額に調整率を乗じた額から平成二十一年度に独立行政法人雇用・能力開発機構が自ら得た対象職業能力開発促進センター等の運営に伴う収入の額を控除した額（次号において「平成二十三年度算定基準額」という。）に平成二十三年度における対象職業能力開発促進センター等の機能を維持するために真に必要な職業訓練に係る訓練機器の整備等の経費（以下「訓練機器整備等経費」という。）の額を加えた額

二　平成二十四年度　平成二十三年度算定基準額に調整率を乗じた額（次号において「平成二十四年度算定基準額」という。）に平成二十四年度における訓練機器整備等経費の額を加えた額

三　平成二十五年度　平成二十四年度算定基準額に調整率を乗じた額（次号において「平成二十五年度算定基準額」という。）に平成二十五年度における訓練機器整備等経費の額を加えた額

四　平成二十六年度　平成二十五年度算定基準額に調整率を乗じた額に平成二十六年度における訓練機器整備等経費の額を加えた額

2　前項の控除額は、次に掲げる額の合計額とする。

一　平成二十一年度における独立行政法人雇用・能力開発機構による対象職業能力開発促進センター等に係る業務のうち、廃止法附則第二条第二項第一号に規定する旧職業能力開発業務以外の業務について要した費用の額

二　平成二十一年度における対象職業能力開発促進センター等の訓練機器整備等経費（一件あたり二百万円以上のものに限る。）の額

3　第一項の調整率は、次の各号に掲げる年度ごとにそれぞれ当該各号に定める率とする。

一　平成二十三年度　独立行政法人雇用・能力開発機構が作成した平成十九年四月一日に始まる中期計画（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十条に定める「中期計画」をいう。以下同じ。）に記載された平成二十二年度及び平成二十三年度における業務の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置等を勘案して厚生労働大臣が定める率

二　平成二十四年度　独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が作成する中期計画に記載される平成二十四年度における業務の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置等を勘案して厚生労働大臣が定める率

三　平成二十五年度　独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が作成する中期計画に記載される平成二十五年度における業務の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置等を勘案して厚生労働大臣が定める率

四　平成二十六年度　独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が作成する中期計画に記載される平成二十六年度における業務の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置等を勘案して厚生労働大臣が定める率

○厚生労働省告示第百八十二号

独立行政法人雇用・能力開発機構の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十三年政令第百六十六号）第三十一条第一項（同令第三十三条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、独立行政法人雇用・能力開発機構又は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律附則第七条第一項及び第八条第一項の規定による資産の譲渡を行ったときに生じた収入の総額として厚生労働大臣が定める金額を次のように定める。

平成二十三年六月十日

厚生労働大臣　細川　律夫

独立行政法人雇用・能力開発機構又は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律附則第七条第一項及び第八条第一項の規定による資産の譲渡を行ったときに生じた収入の総額として厚生労働大臣が定める金額

独立行政法人雇用・能力開発機構の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十三年政令第百六十六号）第三十一条第一項（同令第三十三条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき厚生労働大臣が定める金額は、独立行政法人雇用・能力開発機構又は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（平成二十三年法律第二十六号）附則第七条第一項及び第八条第一項の規定による資産の譲渡を行ったときに生じた収入の額（当該資産に係る財産のうち帳簿価額を超える額がある場合には、その額を除く。）から当該財産の譲渡に要した費用の額の範囲内で厚生労働大臣が定める額を控除した額とする。